



平成 26 年 5 月 1 日

各 位

会社名 セーレン株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 川田 達男  
(コード番号 3569 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役執行役員  
グローバル総務本部長 坪田 敏郎  
(TEL. 0776-35-2111)

## 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成26年5月1日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額及びその具体的内容についての議案を、平成26年6月24日開催予定の当社第142期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

(株式報酬型ストックオプションの導入について)

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価格を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てられる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下のとおりです。

#### ① 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,700 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

#### ② 新株予約権の払込価額

新株予約権 1 個当たりの払込価額は、新株予約権の割当に際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された、新株予約権の公正価額を基準として、取締役会において定める額とする。

#### ③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。なお、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の議決による承認を要するものとする。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に、新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、上記の各新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員ならびに当社の完全子会社の取締役および執行役員に対し、当社が必要と判断する個数を取締役会の決議により発行する予定であります。

以 上